

令和 3 年度事業計画書

事業方針

令和 2 年産米の出来高については、収量は平年並みであったが、一部倒伏や高温期の胴割れ米等により品質の低下がみられた。今後も続くと予想される異常気象に対応するため、田植え後の水管理と江立ての徹底、相まって発生する豪雨と干害による自然災害に対応できる圃場の見回りと、適期の作業を実施することにより良質米の生産に努めていかなければならない。

特に、品種の選定と高温期に対する作付けの時期、収穫の適期など、気候に合わせた農作業を実践していくこととし、従来のコシヒカリ中心からそれ以外の業務用米といわれる「つきあかり」等の多収穫米の生産拡大を図り、国の施策に沿った米づくりを実施していく。

本年度も委託業務として、ライスセンター等の施設管理、除雪業務等を受託することにより経営資金の安定化を図っていく。また、中山間地域等直接支払を中心に、環境保全型農業直接支払等の交付金を活用した農地・農用施設の整備、経営所得安定対策や米、ソバ等の戦略作物による水田フル活用を進める中で荒廃地の防止に努めていく。

このような状況を踏まえ、次に掲げる事業を積極的に展開していく。

1. 農業の担い手の育成に関すること

- 令和 2 年度当初はオペレーター 3 名と日々雇用者とで対応せざるを得ない状況にあったが、幸いにしてハローワークを通じ 1 名の申し込みがあり 10 月より採用し勤務している。近年の農業離れが進む中、若者の担い手を得たことは、今後の公社にとっては大きな戦力として期待されることである。これにより各年代 1 名とバランスの取れた人員構成となっている。
- 各オペレーターともに大特、作業免許、草刈り講習、フォークリフト資格等も有し、即戦力として業務に携わっている。また、各種研修や情報交換の場に積極的に参加し技術の向上を図っていく。

2. 農作業支援に関すること

- 農業者の多くは 70 才以上の高齢者で、経営規模が零細である上、生産条件も悪く危険度も高い。近年高齢化に伴い生産組織等への農地の移動も多くなってきているが、突発的な下支えとしての公社の役割は大きい。
- 生産組織への再委託については、公社で取り纏め、更に作業料金の徴収・精算業務を行なうことで生産組織の負担軽減を図っている。しかし、取扱件数は年々減少傾向

にあり現在は2集落のみとなっている。

- ・ JA えちご上越より牧ライスセンター及びそばセンター、育苗関係業務を受託し本年度で6年目を迎えるが、過去の反省を含め更に経費の節減に努めるとともに、JAと連携を密にしながら稼働率のアップに努める。
 - ライスセンターに関しては、例年飼料用米、業務用米を多く受け入れているが、今後もできるだけ多く地域外の米を受け入れるよう働きかけをしていく。
近年の天候不順により、収穫時期にもバラつきが生じ、稼働期間も年々伸びている。また、ソバの収穫期との重複部分があるため作業の調整に苦慮する部分が生じてきている。
 - 育苗関係については、耕作面積の減少等により JA からの受託枚数は約 13,000 枚と年々減少傾向にある。また、再委託していた組織も減少したため、育苗施設を増床し健苗の育成に努める。
 - ソバについては、平成 30 年度より JA 頸北及びわかば管内の乾燥調製を行っており、本年度も同様に実施していく。
- ・ 農作業料金については、上越市農業委員会での規定を参考とし、作業内容によっては一部割増基準を設けている。しかし、近年の気象状況は変動が激しく、また、農家によっては、十分な管理が実施されておらず農作業には大変な労力を要しているのが現状である。

3. 農用地の保全に関すること

- ・ 小規模経営農家の離農は中間管理事業の推進により更に拍車がかかり、農地の流動化が進んでいる。中山間地域での農地の集約は大変厳しい状況にあるが、公社を中心に、各生産組織や近隣耕作者と連携を取りながら耕作放棄地の解消に努めていく。
- ・ 引き続き中山間地域等直接支払と多面的機能支払、環境保全型農業直接支払など国の制度を活用しながら農地の維持管理を実施して行く。
- ・ 近年、無人ヘリやドローンによるカメムシの防除を実施しているが、環境基準に適応した薬剤や除草剤を使用することにより良質米の確保に努める。
- ・ 公社の圃場も牧区全域にわたるため作業効率が極めて悪く、管理体制が万全とは言い難い。極力水田として活用する一方、条件不利地についてはソバの生産に切り替えることとしている。また、一団の纏まった農地の日常管理については、地元の協力を得ながら作業の効率化を図っていく。
- ・ 賃借料については、近年の消費量の落ち込み、価格の低迷、肥料農薬等資材の高騰、消費者のコメ離れにより、契約更新時には賃借料の見直しを図っていく。

4. 農地利用集積円滑化等に関すること

- ・ 農地利用円滑化事業は、公社が借入団体となり受け手に貸し出す制度で、平成 24 年度に認定を受け、契約事務及び更新の手続きを行ってきたが、中間管理事業の実施により、制度が廃止されたため今後更新時には中間管理事業へ順次移行される

ことになっている。

- ・ 農地中間管理事業は、県農林公社が借入れ、受け手に貸し出す制度で、契約済に併せて円滑化事業の更新時は中間管理事業へ移行するため、取扱事務が増加することとなる。
- ・ 農業が廃止される農地について、借り入れ希望者の把握と貸付対象農地の利用調整を図り、公社が窓口となって相談や借入手続きに応じていく。

5. 都市と農村との交流促進に関すること

首都圏から人を呼び込むことで、農産物の主要消費地である都市と農村との人的交流を図る目的で「ふるさと棚田オーナー制度」を取組み、東京牧村会を始め友人知人等を介し募集を行なっているが、会員の高齢化と新規加入者も多くは望めず横ばい状態である。

今後も牧区農業振興会を中心として、中山間地域等直払の「販売促進対策」を活用した首都圏をはじめ各種イベントに積極的に参加し、都市住民との交流を通じて安全安心の農産物をPRし会員の拡大を図っていく。

6. 地域活性化のための事業の受託に関すること

第5期中山間地域等直接支払制度が2年目を迎え、広域協定の事務局（「牧区農業振興会」）として、各集落の関係事務を受託することで集落の負担軽減を図っていく。

市単事業の内、庭先集荷・ふるさと玉手箱は昨年度で終了したため、引き続き実施できるよう行政或いは牧区農業振興会「地域マネジメント組織」と協議を進めていく。

・ 中山間地域直接支払交付金等事務

牧区農業振興会は、5期対策では23集落で構成され、交付金額は80,000千円となっており、事務の効率化を図るため広域への参加を積極的に呼びかけ集落負担の軽減に努めている。

主として事務局では活動の取り纏めと収支の執行、超急傾斜農地の保全活動、農産物の商品化・直販、都市との交流による販売促進と消費者の呼び込み等を行っている。

23集落以外でも、協定の持てない集落で耕作しているところについても、個別協定を組み荒廃地の防止に努めている。

5期対策から新たに、棚田地域振興加算、集落機能強化加算など追加事業も加わり制度が充実されたことにより地域にあった加算活動が期待できることとなった。

・ 多面的機能支払交付金事務

令和3年度からは2期対策としての実践活動を行っている。

「牧区農地を守る会」は主として農地の維持管理や資源向上共同活動、長寿命

化の取り纏めを行なってきた。

高齢化が進む中で、毎年改編される農業施策に対し、趣旨を理解しながらも、事務処理を進めることは農家にとって大きな負担となっている。

各制度を最大限活用する中で、農道・用水路等の維持管理費の負担軽減を図っていく。今後も広域協定への参加を呼びかけ、一体となった活動ができるよう努めていく。

・農産物等庭先集荷サービス・ふるさと玉手箱事業

上越市の特徴ある事業として取り組んできた市単事業であったが、補助事業の打ち切りにより、事業の見直しを図ることとなった。

庭先集荷については、農産物の出荷手段を持たない生産者に代わり、当会が集荷を行うことにより、農業者の所得確保と新たな生き甲斐を生み出す事業で、年間の販売額は300万円に達している。

また、ふるさと玉手箱については、米を中心とした農産物を首都圏の消費者に販売することで、都市との交流を通じた農村の活性化を図ることを目的に、手作りの農産物セットをお届けすることで、ふるさとの懐かしい味を堪能いただくこととしている。

いずれの事業も新鮮な農産物や都会で暮らす出身者にとって思い出深い商品であるため、今後も継続が必要な事業である。

7 生活道路及び公共施設の駐車場確保のための除雪作業

冬期間の地域住民の生活道路を確保するための除雪作業、安全・安心して通行できるよう危険箇所の点検、障害物の除去、また、公共施設の駐車場の確保など、上越市の委託事業として実施している。

実施に当たっては、職員と臨時オペで対応しているが、資格を取得したことにより、ドーザー及びロータリー車相互の運転技術の向上に努める。

8 地域環境整備事業

上越市の委託事業として、牧区全域に通水している水道施設の管理用道路及び施設周辺の草刈り作業を実施していく。